

令和8年度三重県計画にかかる地域医療介護総合確保基金事業 (介護従事者の確保に関する事業)の提案募集要項

1. 提案募集の概要

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度が創設されました。この制度により、「地域医療介護総合確保基金」(国2/3、県1/3)が県に設置され、医療及び介護の総合的な確保に取り組む事業について都道府県計画を毎年作成し、事業を実施しています。

今回は、令和8年度の三重県計画の作成にあたり、事業の提案を募集するものです。

2. 提案募集事業

介護従事者の確保に関する事業

※地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)メニュー一覧および地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)事業内容一覧の内容に該当するものとする。

3. 事業提案方法

下記資料を参考の上、提案事業を検討し、4. 提出書類を、6. 提出方法により提出してください。

- ①地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)メニュー一覧
→対象事業の一覧、メニューの項目の確認等にご活用ください。
- ②地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)事業内容一覧
→対象となる事業内容の詳細や実施主体の確認等にご活用ください。
- ③令和7年度三重県介護従事者確保事業費補助金(提案事業)一覧
→令和7年度の県計画に記載された事業の名称や対応するメニューの確認等の参考としてご活用ください。
- ④三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領
→令和7年度実施事業の補助率や対象経費等の確認等の参考としてご活用ください。

4. 提出書類

様式I（事業提案書、積算内訳書）

※様式は以下の三重県ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500140.htm>

5. 募集期間

令和7年12月26日（金）まで

6. 提出方法

三重県電子申請・届出システム

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/8vMX/1316329>

7. 提案にあたっての留意事項

- 今回の募集は、あくまで令和8年度県計画作成の参考とするものであり、提案いただいた事業が計画に記載されたことをもって、事業採択となるものではありません。
- 提出いただいた事業については、事業メニューに該当するか等について精査を行いますので、提案いただいた全ての事業が県計画に採択されるわけではありません。
- 地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）メニュー一覧および地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）事業内容一覧については、令和7年度の内容となっているため、事業項目や事業内容が変更となる可能性があります。そのため、県計画作成後、補助事業等として実施する場合も、計画の変更が必要となる場合があります。
- 県計画に採択後は、国に対して国庫補助協議を行い、その上で基金事業として認められた場合に正式に事業採択となります。
- 単に事業者の経費削減になるものや介護報酬で対応可能なものの、既存の補助制度があるものは、対象となりません。
- 事業者の資産形成につながる事業については、必ず自己負担を求めることがあります。